

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 産業廃棄物より排出された水が下阿波地区の農業用水に利用し下阿波天神の農地全体の水利とし利用している。下阿波水利組合は腹部より水利権を取っており279で天神全体を耕作をしているので将来に影響が出るので返却します	
理由 (必須) おいしい米を作りたし	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1301

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 線状降水帯が津島市のような事がおこつたら 与谷川では排水が出来ず 須原地区に土石流 がおこり農地家などに災害がおこり うきから返耐します	
理由 (必須) 土石流 雨れなど	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1302

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (<u>管理</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 断固反対です。 管理期間、2年で完了と...?	
理由 (必須) 2年以後～先の年数の管理 は誰が責任取りのですか？	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1303

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ 水質 ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 断固反対です。 水質が悪化する。	
理由 (必須) 水道水や農業用水への影響 長期間にわたって摂取すれば重大な障害に及ぼすのでは？	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1304

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 断固反対です。 プラスチック類、ゴムくず等の埋立は影響がでる。	
理由 (必須) 粉石等土壌物質が、大気、土壌から人体への影響	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1305

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
かなり仕分けの事前確認や周囲検査、目視確認にお 違反物発見は実質不可能であるので事業に反対 車上における目視確認、廃棄物の計画による 「4m程度の検査」には到底無理である。 国の省令により手法であり、漏れは必ずある これは裁判所も認めている	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1306

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

浸透水の検査回数が少なく、土壌への汚染や農業用水・生活用水・地下水の汚染、生物への化学物質の蓄積などの不安が払拭されないため事業に反対

理由 (必須) 浸透水の一部は水処理施設を bypass 大半は垂山流にばいり。事業用地外からの覆土について分析結果等の管理記録とあわせて回数・情報周知公開について示されていない。根拠として地下水毎年1回、水質検査月1回、3ヶ所のみについてはお粗末である。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1307

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

住民との共生、地域こづかんについての展望もお粗末で
あり、誠意も覚悟も感じられなかったため、事業は認められ

理由 (必須)

施設内道路後も責任を負うために、従業員の一
部が下流 (直川) に永住し、火田を耕し野菜を
作り、住民と同じ水と食料を暮らしているという
事実を訴えてほしい。現時点で防壁設置や、少子化
の中で教育に力を使うことは住民にバカにしている

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1308

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 排出事業者が中間処理場で分別された物が持ち込まれるというが、その分別がしっかり行われるのか、又、持ち込まれた廃棄物を車上にて目視確認、検査を行うとされているが、積み重ねた廃棄物を確認するのは不可能である	
理由 (必須) 意見の中に併せて記載	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1309

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1.2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
浸透水の一部分は、水処理施設を経由せず、大半が垂れ流し になってしまっている。 持ち込まれる廃棄物に有害物質が含まれないという保証は なく地下水への影響は避けられない。	
理由 (必須)	
意見の中に併せて記載	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1310

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 / 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (人格権の侵害)→平穏的生活権にもとづき 最終処分工場の土壌を盛り上げて、土手を造り積み上げ、サドイナ 形式での処理では、廃棄物は何も影響がなくても、その後年月が 過ぎて、大雨・地震で崩れたり、ゴミの転落・排水は下流へ流れ 止む恐れもあり、腹部川の土壌が水と自然環境に影響が大きい と思う。又、一度は川に木材・土などが流れてきたり、川が干涸び 開いて、土壌が露出したり、又、もともと来ていると噂が、川の水が きれいになると思う。せめても、土を盛り上げて、産業廃棄物場を作ると、汚染され 自然環境に影響が大きいと思うので「絶対反対」です!!	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1311

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
反対します。	
理由 (必須)	
1. 交通量の増加 ~ 6.7. の内容がまるで人事のように書いてあり 納得できません	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1312

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

反対します

理由 (必須)

- I. 社内の体制、規定について
- II. 信用を失いたくないので、せめて「エコアクション21」の
認証制度を取得していただきたい。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1313

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 1.2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対します

理由 (必須)

F. 覆土を外からの土を使用するとは
運搬量・土壌分析の方法を
くわしく説明してください

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1314

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>生活環境</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
反対します	
理由 (必須) C. 規模を 2.5ha としているが、所有土地は 広くあり、説明会の時も、次に広げない とは断言できないと言われました、	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1315

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対します

理由 (必須)

B. 安定型 ~

2. 調べた日弁連の資料には「安定型処理場」
の問題点を指摘しています

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1316

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年7月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
反対(ます)	
理由 (必須)	
I. 8. やばり 昨今の雨の降り方が異常で 地滑り、増水などが 非常に心配になります	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1317

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

反対します

理由 (必須)

持ってきたガレキを展開場で目視検査する
というのは、どれぐらいの人数でするのでしょうか
雨天、曇天もあり、暗い時に見えるのでしょうか

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1318

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌) 地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
日本弁護士連合会による 安定型 産業廃棄物最終処分 場も許可はいちよう求める意見書を見ると 最終処分場は作る と書かれて いる 安定500目以外 まじるといふこと	
理由 (必須)	
日本弁護士連合会が 2007年に このような意見書を 出している	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1319

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>生活環境</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
これまでの説明会などでの貴社の発言から とてもこの先協議など出来ません 共生などといふ無理なこと	
理由 (必須)	
見解書はきれいことなだけ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1320

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (循環、教育)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
リサイクル等をするならば、循環型であり 教育にもつながるかもしれないが、最終処分場に これはあてはまらない。	
理由 (必須)	
最終処分場からは何も生まれない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1321

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定型産業廃棄物処分場を建設することによって水質が悪くなることや、 誰が管理するのかという問題があることから反対。	
理由 (必須) 水質が悪くなることによって、稲作や生活環境が悪くなるから。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ ☐ 不明)

阿波 1322

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

土地 24000[㎡]程 所有し、ここに産業廃棄物処分場 になることによる
最近 集中豪雨等 土砂崩れ による 危険性があると思ひます。
土砂崩れ による 場合、工場 砂 といふように 産業も 流出する。
危険性はないのか、 そうな 場合、所有者、責任 となると思ひます。
もとにもどすのは 不可能 ではないか、

また 24000[㎡]程 の 土地 森林 伐採 することにより、
環境への 影響 が 懸念 される。

(1ha CO₂ 8.8t 吸収)

理由 (必須)

24000[㎡]程 の 森林 伐採 することにより、年間 22t の CO₂ 吸収能力が
失うこととなる。近年 温室効果ガス (CO₂) の 排出を 減らすこと
もしくは、それ同等 の 森林 を 購入 整備 しているところが増え、
いるのに 産業を 埋めるとは 現在社会に 反しているのでは 森林は 残すべきと
思ふ。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (<u>デシタ実績</u>)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) B-8 有害物質が排出しないことを証明できるものとして「大津夢の里 オニ父分場の実績デシタ」とありましたが、2024.4 からの営業開始数ヶ月間の 実績に基づき有害物質の排水の根拠となるのでしょうか？ 実績デシタとは 少なくとも過去 10 年間のデシタ実績が必要ではないのでしょうか？ 別添証明方法を提示して下さい。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1324

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) B-2, I-4 日本の有害物質事件では国の基準をクリアしているにもかかわらず深刻な被害を 日本人で水俣病やカネオキ事件等が有ります。国の基準をクリアしているにもかかわらず 年後には国が有害物質汚染と認定し被害者の救済がなされていず、 排出業者・廃棄物検査を利扱した安定型580日以上の廃棄物の出入の恐れ がある限り、未来の世代に不安を残すと思います。どのような暮らしにしたいのか？ この事例について	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1325

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (日本弁護士会の意見を対応)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
B-11 このことについて、事業計画において「100%有害物質の排水である」、「地下水に汚染される」と断言できると記載されているが、日本弁護士会の提言されていることは何らかの判例・根拠があることであり、直接的な証明にはなっていないと断言しているため、弁護士会の意見書に対し御社の見解・回答をいただきたい。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1326

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
E7 排出業者との分別後、御社での展開検査は目視という点で、人間の目視についてばヒューマンエラーで誤り物で、完全除去はありえないと存じ可。目視でいくつかに微量の安定型5品目以外の廃棄物の蓄積され有害物質になる恐れがあると思ひ可。他の対策は無いのでしょうか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1327

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (企業責任)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) B-5.6 地域住民への説明責任を果たしていないことを理解したうえで、 また地域住民の理解・合意形成がないまま、見解書で対応している こと自体が企業責任・理念の観点からいかなものなのでしょうか？ 企業イメージとしてブラックとしか思えずそんな企業に対し有害物質の 排出は無いと言われても納得できません。また説明責任を果たす義務 は御社にはあると考えます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1328

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 10月 3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1329

再意見書

B12・13・14に対して：

(3)(7)(8)のとおりです。

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「(前略) 国も、安定型処分場の問題点を認識し、(中略) 度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なってきた。 (中略) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていない (中略) 安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている (後略)」とあります。

つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。

「現時点で廃掃法が改正されているわけではなく」と述べておられますが、廃掃法は何度も改正を重ねて来ているわけですから、この回答は明らかに事実とは異なります。縦覧もされる見解書において、どうして平気でこのような嘘をつくことができるのでしょうか。

実際には規制や法改正は行われていますが、仮に安定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていなかったとしても、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であることの証明にはなりません。実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在していますので、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはすでに事実で証明されています。

私たちは「安全かどうか」という話をしているのです。安定型処分場において安全性が保証されるということは不可能である、と数々の判例が示しています。全国で931件の安定型最終処分場が運営されているからといって、それらが安全に運営されていることの証明には全くなりません。一般に適用する証左及び論理展開を求めます。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書にも訂正 法律は改正されています うちはつかないでください。 改正されているのを知らないのですか?	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1330

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書B / に対して 「たしかに、～ 何を指してたしかにと言われているのか、 明確に解答してください。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1331

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 B11 について 「～断言です」～ なぜ「断言です」と言えるのでしょうか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1332

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1333

再意見書

A全体に対して：

そもそも本事業は、私たち地域住民にとって、平穏な生活を脅かす懸念のある事業であり、たとえ本事業に社会的意義があったとしても、それによって私たちの不安が払拭されるわけではありません。

また、社会的意義があるならば、美しい環境が汚染されたり、私たちの平穏な生活が脅かされても仕方がない、という理屈にもなりません。

地域住民の700件近い意見書に対して事業者側が見解を述べる際に、まず最初に提示される項目が、このような「自分たちの事業は社会的意義のある良いことですので、みなさまどうかご理解ください」などという、自分中心の言い分から始まっていること自体に、私たち地域住民に対する誠意のなさを感じます。

私たち地域住民には人格権（身体的人格権／平穏的生活権）そして水利権があります。本事業によって、飲料水が汚染される恐れは人格権（身体的人格権）の侵害にあたります。本事業によって環境が汚染されることを心配しながら暮らさなければいけない、という状況は人格権（平穏的生活権）の侵害にあたります。農業用水が汚染され、その結果、農作物（特に伊賀米）が汚染される恐れがあるという状況は水利権の侵害にあたります。

これらの権利は憲法第13条（＊参照）を根拠として実体法上の権利として認められている人が生きていく上で護られるべき根源的な権利です。これまでの数々の裁判で、地域住民の権利（身体的人格権／平穏的生活権／水利権など）に基づき「安定型産業廃処分場建設の差止請求」が認められてきています。

＊憲法第13条：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下（抜粋）のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさら

されることにより、化学的变化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

(中略) 安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

本事業はまさしく「水道水源地に設置・操業されようとしている安定型処分場」です。

つまり、本事業が私たちの地域の環境を汚染し、地域住民の健康を害し、平穏な生活を脅かす危険性が大いにある事業であるということは明白です。

「社会的意義」などと言う前に、この日本弁護士連合会の意見書の内容を覆す証左を示しなさい。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 12 に対して、 「～現に運営中であり、～正常に稼働していると思われ、思われます」 感想です。回答はしていません。 いろんな問題が起きているのを知らないのですか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1334

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 2/1 に対し 悪臭が発生する恐れがあります 生活環境に影響を及ぼすので 身体的・人格的の侵害です 絶対にいやです (おそれながら暮らせません)	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1335

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1336

再意見書

C4に対して：

「大規模な事業計画にすれば、周辺地域の環境への影響が大きくなる」と述べておられますが、これは御社自ら、本事業は周辺地域への環境への影響が「ある」と認めておられるということです。

周辺地域への環境への影響があるような事業を到底容認することなどできません。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 に対して 悪臭が発生する恐れがあります つまり 生活環境に影響が生じるおそれがあるのか、 人格権 (身体的人格権) の侵害です。 おそれながら暮らせというのですか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1337

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書に対して、 「有害物質を排水しないのは保障が要す。」 有害物質を排水する恐れがあります。 これは我々住民の環境汚染を心配しながら暮らすことになっているため、人格権(平穏的生活権)の侵害です。 人格権を侵害するのですか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1338

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 C に対して、 「生活環境に与える影響が生じるおそれがある」 人格権 (平穩的生活権) の侵害です。 絶対にして頂きたい。 心配しながら暮らせと言うのですか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
見解書のB 10について、 「論理に飛躍がある」とは どういう意味でしょうか。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1340

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
見解書 B に対して 「排水 1 台につき 1 台 保障します」 有害物質を排水する恐れがあります 飲料水、生活用水、農業用水、 汚染される恐れがあります。とても困ります	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1341

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1342

再意見書

A1・3・4・5に対して:

このような問題に対して取り組むべきことは、最終処分場の数を増やすことではなく、欧米のように高度なリサイクルのシステムを国レベルで整えていくことです。(*1 参照)

そして、その責務を負うべきは私たち地域住民ではなく、産業廃棄物を排出している各事業者(企業)と環境保全の社会システムを構築すべき国です。

問題のすり替えはやめて下さい。

このような論理展開は詭弁と呼ばれる手法です。(*2 参照)

本見解書には、ことごとくこういった詭弁の手法が見受けられます。見解書に詭弁の手法を多用する姿勢に、事業者の不誠実さが現れていると感じました。

*1:参考図書：熊本一規著「日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか？」

もし御社が本当に環境問題の解決に興味があるのであれば、こういった根本的に環境問題の解決方法を模索し、提案されている書籍をご一読いただき、問題の根本原因を理解された上で、改めて論理的かつ誠実な見解を述べるようにして下さい。

*2:詭弁とは...主に説得を目的として、命題の証明の際に実際には誤っている論理の展開が用いられている「推論」である。誤っていることを正しいと思わせるように仕向けた議論 (Wikipediaより)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

見解書 B7 に対して

「排水しないことは保障されます。」

有害物質も排水する恐れがあります。

これは私たち住民の (人格権) 飲料水が

汚染される恐れがあるため人格権の侵害です。

(身体的人格権) → 人格権を侵害するのですか？

理由 (必須)

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1343

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業計画地に安定型産業廃棄物処分場を作る必要性が見られない。	
理由 (必須)	
全く安全なものでしかないならば、都市部へ作れればいい。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1345

再意見書

F2(2)に対して：

岩盤層には、もともと一般に多くのクラック（割れ目）が存在しています。（＊１参照）

＊１：以下、岩盤力学委員会のレポートより

岩盤の不連続面 一般に岩盤は多くの“割れ目”を有している。“割れ目”のうちその形成が岩盤の成因と密接に関係し、分布に規則性を持ち、しかも比較的平滑な面を呈するものを節理（joint），分布に規則性がなく、凹凸に富んだ面を呈することが多いものを亀裂（fissure）と呼んでいる。また、節理と亀裂の両者を合わせた意味で、割れ目（crack）という場合もある。

１ 層理（bedding plane）堆積過程で形成された層状構造の総称を層理という。一般に、岩相が比較的明瞭に変化する境界面、すなわち、単層と単層（たとえば、砂岩と泥岩）の境界面を層理面といい、単層内部の細かい層状構造はラミナとして区別される場合もある。単層と単層の間で、構成粒子の大きさや粘土組成のコントラストが大きく、境界面に平行な粒子配列が認められるところでは、層理面ははがれやすい。

２ 片理・劈開（schistosity, cleavage）造構過程で生じた平行または準平行で密に発達する面構造を劈開という。片理は劈開の一種であるが、変成鉱物の配列によって生じる変成岩起源の面構造に限って用いられる。片理・劈開は層理面と同様に、弱面（すべり面）になりやすい構造であると考えられている。

３ 節理（joint）節理は、地質学的には破断面に沿う変位が肉眼で認められない明瞭かつ平滑な割れ目の総称である。力学的には、多くの場合引張破壊によって形成され、広域的な造構応力や間隙水圧、マグマの冷却、地殻中の残留応力など、様々な要因で形成されたものが含まれている。節理は形成時には密着しているが、重力やその他の要因によって容易に開口する。節理の発達する斜面では、節理によって区切られた大小様々なブロックの挙動が斜面崩壊を規制する場合がある。また、節理に沿って風化や劣化が進むことも斜面崩壊に大きな影響を与える。

また岩盤層には、地震等によりクラックが入りやすい。つまり、有害物質が捨てられた場合には、速やかに地下水が汚染されてしまう土地だということです。

また、全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「（前略）国も、安定型処分場の問題点を認識し、（中略）度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なっている。（中略）しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていない（中略）安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている（後略）」とあります。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

以上から、

本件事業用地内に振った雨水が埋め立てられた安定型産業廃棄物を經由した場合には、地下水として深部まで浸透し、そこから本件事業用地外へと浸透し、周辺地域への地下水に影響することは容易に予測、予見できます。

事業計画意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第24条及び条例規則第21条の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

30年前、ゴルフ場開発で、かなり地域を分断する
いやな思いをした。記憶がよみがえって来た。その時は
何か/何でもリゾート法にのっとり、金を使って、田舎の純いな心を
めくちやにし、後の土地は係争中と言...のかい
水路や、里道の修理に連絡にも返事もせず。やっぱり、
エエカゲな会社を沢山作り、今頃産業廃棄物処分場を作るに当り
絶対迷惑の分からない、きれいな水を生じ、きちんと守り、石綿含む
理由 (必須)
プラスチックも、埋めて後処理もやりませうと、誰かが信用しあが、
事務所はTEIだけの会社を置いて、税金も払わず、塩漬けにして、
地域の迷惑を考えたら、道を修理しておけばお互い便利になるのに

提出期限：令和6年7月8日 (事業計画者あてに必着)

会社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ・ハ)

代村字はどこで、
延川はどうしてるのか?

阿波

1346

うまい(非)ける、本心か
見えて見えての人間ばかり、
まじめな人が居ないのか、

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

再意見書

A2に対して：

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。（＊1 参照）

「環境保全施設であるとも考えられます」とは、一体何を寝ぼけたことをおっしゃっておられるのでしょうか？

＊1：

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の間

全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

以上より、本件事業は環境破壊や自然破壊につながると言えます。

「本件事業が必ずしも環境破壊や自然破壊につながるとは思えません」と言われるのであれば、上記意見書の内容を覆す証左をお示し下さい。

「環境保全施設であるとも考えられます」って…（笑）
冗談も休み休み言って下さいね。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(A1・2に対して) 我々住民に「社会的意義」と説くのはお門違いです。 住民に対し誠意が足りません。 「日弁連の国に提出した意見書を知っている」とあるが理解してこの様な事を言うのか。「安定型最終処分場が新規に許可すべきではない」とする。 日弁連に又、「人格権」に依りて住民側が勝訴している多くの裁判例を出している裁判所に貴所方が意見書を提出し申し立てるべきでしょう。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

(A.5 に対して)

「後世に引き継ぐための循環型社会を構築するためにも適正処理が必要である」というのは詭弁です。

処分場という負の財、90%に循環型があるというのですか？

産業処分費というお金の負担にすぎない、お金で済むと循環しているのですか？

自然環境にも私運動物にも決して処分場は循環悪化する。

このままでは全国各地で全国各地で大気や土壌や水質が汚染される事になり

「資源循環型社会」ではなく「汚染循環型社会」が水平広がってしまう。と専門家

理由 (必須)

指摘しています。

上記に同じ

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(A. 6. 7. 8 に対して) 「本件事業が実現すれば「地域との共生」そのものといえる」とあるが、住民誰一人として産業処分場の上に施設と望む人は居ないという跡地からは有害物質が地表に噴出する危険性は、ラブリタル事件、東京江東区で起きた「六価クロム事件」でも現象に現れている。ラブリタル事件は処理完了後 25 年経過後に起こった事件である。当然に未知数である。又、硫化水素が発生しないとする経路の計画において「ガス抜き管」の設置は矛盾しているのではないか。有毒ガスの発生する場所に誰か立ち入ってしまう。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1350

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(B.3.4 に対して) 「廃掃法は改正されてよい」という表現は間違っています。日弁連の意見書には「2000 年からは毎年法改正が行われてきた」と示し、法改正が行われていることを証明する。 「事業自体が規制されていて然るべきである」と経産省は国の法が整備されているを掲げ、私権住民の生活を脅かす事業ではないという論理だが過去に環境汚染と化した安定型処分場は数多く存在する。 法で規制されているから安全とは限らない事は事実で証明されている。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 135L

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(B.7に対して) 「有害物質を拡散しない」とは保障できますが、 その「証明」は出来ません...とあるが、 「保証」ではなく「保障」なのである。それでは始めから「証明」はありえない。 言葉の誤魔化しはやめて下さい。「証明」も「証明」にすべきではない。 有害物質を拡散しない...という事が不可能である事は多くの判例があり とおりである。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1352

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1353

再意見書

F2(3)に対して：

埋立地の底面全体に隙間なく集水感が張り巡らされる構造ではなく、基本的に遮水シートなしの素掘りの穴です。ということは、ほとんどの雨水排水は素掘りの穴からそのまま地下の土壌や地下水に浸透して行きます。

一部にだけ「多孔性の浸透水集水管」を設置し、一部にだけ設置した集水館で集められた一部の雨水排水だけを、わざわざ「コンクリート」で造った溜池に溜めた後「水処理施設」を通し「浄化」することにどのような意味があるのでしょうか？

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的变化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

上記、日弁連の意見書に書かれた事実を踏まえた上で、もう一度伺います。

埋立地の底面全体に隙間なく集水感が張り巡らされる構造ではなく、基本的に遮水シートなしの素掘りの穴です。ということは、ほとんどの雨水排水は素掘りの穴からそのまま地下の土壌や地下水に浸透して行きます。

一部にだけ「多孔性の浸透水集水管」を設置し、一部にだけ設置した集水館で集められた一部の雨水排水だけを、わざわざ「コンクリート」で造った溜池に溜めた後「水処理施設」を通し「浄化」することにどのような意味があるのでしょうか？

それで御社は「周辺地域の地下水の水質が悪化したり、あるいは周辺の地下水に有害物質が含まれるようなことは想定できません」と結論しているわけですが、理屈が全く通っていません。一般に通用する論理展開と、上記、日弁連の意見書に書かれた事実を覆す証左を求めます。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(B. 10. 11. 12. 13 に対して) 10. は裁判所の判例に対しての反論であらね、私達住民に言う事ではないです 11. は日弁連の意見書に対しての反論であらね、これも私達住民に言う事ではありません。 あなたは裁判例や日弁連の憲法の「人格権を重視し」意見に対し真逆な論理であり、それが行政社の社論であるならば、反社会的会社と言えよう。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1354

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1355

再意見書

A6に対して：

防災拠点施設として利用できる場所は各地域の市民センターなどが既にあります。地域として特に新たに必要とはしておりませんし、御社にお願いもしておりません。

そもそも私たち地域住民にとっては、本件事業自体が深刻な災害になりうると考え（※1参照）、多くの人が反対しているという状況下において、この提案は**意味不明**です。

※1：

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物の分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の間

題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の 流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動 が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外 の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、 安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらす であろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

本事業用地は、事業が行われた場合、「同処分場から人体 に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出する こととなるのは必然」なのです。そんな場所に一体だれが避難したいと思いますか？

本事業こそ、私たちにとって**最大の災害**なんです—————！

「防災拠点施設として利用できる」って…（笑）
いやいや…これって、もはやブラックジョークの域ですね。

地域住民を馬鹿にするのもいい加減にしてください。

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(B. 13. 14. に対して) 安定型産業廃棄物最終処分場が 正常、適正、適法に 運営しているか否か、ではなく、その様にたとえ運営していた としても、裁判例の多くが指摘している「安定5品目自体の有害性」 を覆す証左が必要という事です。 AIで調べて下さい。「安定5品目の有害性」 沢山出て来ます。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1356

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(C.1について) 「今後も計画内容の見直し可能性がありまふ。」とありまふ。 計画内容の見直した場合は最初から住民説明会 を行ってくださるのであね。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1357

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(C 4. に対して) アセ対象の大規模な事業計画とせず、換言すれば、大規模な事業計画にあるほど、周辺地域への影響が大きくなるので...」とあるが、 換言すれば「たとえ小さな事業でも周辺地域への影響はあります」という事になります。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1358

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

(別添) 日弁連の意見書のコピーを添付します。

2007 年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定 5 品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定 5 品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定 5 品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定 5 品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997 年(平成 9 年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

阿波 1359

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

再意見書

伊賀市下阿波区 小川知子

C以降の全ての見解に対して：

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

以上の内容を覆す証左がない限り、私たち地域住民が御社の事業計画に合意することはありません。とにかく、上記内容を覆す証左をお示してください。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (E の 5 に対して) 判例: 水戸市を安定型最終処分場操業差止事件 「人格権侵害といえるおそれ」という理由で (東京高裁 H19 年 11 月 29 日判決) (判決文より抜粋) 差し止めを行った。 「すなわち本判決では、マニフェストおよび展開検査によれば、本件処分場には 有害物質が搬入されていることが保証されているとはいえず、したがって、この点 は千葉判決も同じ判断を示し、安定型処分場に安定型産業廃棄物 以外のものが混入することは不可避であるとした。(中略) とりわけその処分 場の水源地に設置していることによる影響は予測不可能であり、その結果よ 理由 (必須) 不可逆的なものであって、文字どおり取り返しのつかないことによる。 本判決の示した判断は、今後も定着していくものと思われる」 上記に同じ	

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1362

再意見書

A7に対して：

本件事業は循環型社会を知るための施設や、教育活動の場には成り得ません（＊１参照）

＊１：参考図書:熊本一規著「日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか？」

もし御社が本当に環境問題の解決に興味があるのであれば、こういった根本的に環境問題の解決方法を模索し、提案されている書籍をご一読下さい。

そうすれば、「本件事業そのものが循環型社会を知るための施設であり、この施設を教育活動の場として提供し、廃棄物エネルギーの研究や開発にも寄与できれば」などといった戯言は、おっしゃられなくなると思います。

また、2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

このような環境汚染や健康被害を引き起こす恐れのある施設を「教育施設として提供」して欲しいなどと思う人がこの世にいますでしょうか？そんな恐ろしい場所に誰が近寄りたと思うのでしょうか？

そもそも、私たち地域住民は御社に対し、「教育施設を提供して欲しい」などと一度も希望したことはありません。勝手に「提供（作ってあげるから待っててね）」的な物言いをされても、キョトン？（なんのこと～？）ってなります。

このような御託を並べて「本事業には社会的意義がある」と私たち地域住民に言い募るとは、一体どういう見なののでしょうか？なんでも好き勝手に書けばいい、というものではないのでしょうか？

見解書って、三重県の産廃条例に基づく「合意形成手続き」の中で事業者が地域住民の不安や疑問に対して、誠心誠意を持って回答するという場ですよね？縦覧もされて世間に晒される場ですよね？こんなヘンテコリンなことばかり書いて、恥ずかしくないのですか？

ちゃんとまともな見解書を書いて下さい。お願いします。

「社会的意義」などと主張する前に、まず上記の日本弁護士連合会による意見書の内容を覆し、本事業の安全性を証明できるような証左を提示しなさい。話はそれからです。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(F の 5 に対して) 「マニフェスト制度が内包する根本的欠陥は、排出事業者 に全面的に依拠した制度であることです。(中略) 報告書に事実が記載されるとはわかりません。そればかりか、そもそも排出事業者は 廃棄物処理 になるべく お金と労力とを かけつけ、管理票を発行するとはわかりません。制度全体が機能しません」 この様に専門家の見解があります。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1363

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(E の 7 に対して) 「国で安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997 年以降、度々廃掃法及び関係法令の改正を行っている」と日弁連は説明している。 展開検査の義務化もその改正の方法ではあるが、日弁連はさらに「いくら規制と厳しくしても、完全に安定 5 品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であり、5 品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性のあること、何ら解決できていない。」と説明。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類の	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(下の(1)ノエに対して) 伊賀市水道部は年2回の水質検査は、伊賀市の事業計画地より千ヤロ程川下に当る山田水源の水を採水する。 採水場所の異なる水質検査の結果は果して「安全性の担保」は はり得るのか? その上、年1回のみの水質検査が何の保証に基くのか。毎日排水は 流されているのに、水道水源であるのに、農業用水であるのに、 伊賀市産業廃棄物処分場と、その問題点を、問題視しない会社では 理由 (必須) 上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1365

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1366

再意見書

A8に対して：

私たち地域住民はそもそもA6もA7も①②③も、どれ1つとして希望しておりません。
私たちが希望しているのは「**本件事業が実現しないこと**」です。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物

質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

(中略) 安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

以上より、私たちは「本件事業が実現しないこと」を切に願っております。

その私たち住民の想いを全く無視して「本件事業の実現によって6や7、①②③を地域に提供できれば、地域との共生が成り立つ」などと明後日な、**意味不明な提案**を一方的にしてこれらとは、本当に呆れます。

- ①地域の行事や催物への積極的な参加・協賛 ⇒ 絶対に来ていらんし・していらん。
- ②本件事業地の造成工事時に発生する伐採した木の有効活用 ⇒ カンケー無いし！
- ③本件事業終了後の跡地利用 ⇒ そんな恐ろしい場所に誰も近寄りたくないわ〜！！！！

「地域との共生」って… (笑)

ここまで来るとブラックジョークを超えて、ほとんどパロディーですね。

いい加減にしてください。

ここは見解書の場合ですよ。

あなた方が私たち地域住民と合意形成に向かうつもりがあるとは到底思えません。
あきらかに、私たち地域住民に対してケンカ売っておられますよね？わざとですか？

次回からはこんな馬鹿げた見解を表明するのは本当にやめていただきたいです。お願いします。こんな意味不明な文章に再意見を書かなくてはいけないなんて時間とエネルギーの無駄です。(あ…もしかして…実は、それが目的なののでしょうか？ まさかね。笑)

もしそうやったら、パロディーちゃうやん、ホラーやん！

見解書のAがあまりに意味不明すぎて、妄想が炸裂してしまいました。失礼致しました。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1367

再意見書

B2に対して：

全国の数々の差止事例において、多くの判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として建設される前に差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。（＊1参照）

＊1：

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

(中略) 安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

以上から、

個別的事情などは全く関係なく、安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものの安全性が疑われるという理由で安定型処分場の設置が差止となっている
ということが分かります。

つまり、

安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものが否定されている
わけです。

この事実をまさかあなた方が知らないわけではありませんよね？

このことを知った上で「安定型産業廃棄物最終処分場運営事業そのものが否定されているものではありません」と言われているのだとしたら、それはどういうわけでしょう？

私たち地域住民がそんなことは知らないだろうと思って「当該安定型産業廃棄物最終処分場の経営者の個別的事情が大きく反映されており」などという見解を書いてこられるのでしょうか？不誠実にも程がありませんか？

地域住民を騙すような文章を作成している暇があったら、さっさと上記、意見書の内容を覆す証左を示して下さい。

意義のある、まともな見解を求めます。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
下 (2) 水質汚染の恐れがあるから、処分場を水源保護区域に造ることは条例で規制されているのに、これについては言及していませんね。 なぜ過去に水質汚染・環境汚染とモラルな事例が数多くある処分場を水源保護区域に造るのか、答して下さい。 埋立て終了後の 10 年後、20 年後の処分場の土壌中の化学変化と止める事は誰にも出来ません。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1368

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月3日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (H2の(1)、(2)(3)に対して) ボーリング図10番がありません。 「用地の地表3m以下降の地下には強固な岩盤層が存し、地下水に浸透しない」としているが、 岩盤が学芸員会に依れば、一般に岩盤には多くのクラックがあると記される。そのクラックに排水が深部まで浸透し、又近く起るとされる大地震により、さらにクラックが入り、結果 水質汚染は必ず起る。 G.7のイに 用地は②谷底の平坦な山林地とあり、H2.の(3)「多量の水の浸透水集水管」を埋めても、集りに出果るの恐れがある 理由 (必須) 上記に同じ	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1369

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(I. 全体) 廃掃法で廃止基準が定められており、その基準をクリアしたとしても、10年後、20年後の環境汚染の恐れを担保したものではありません。そして御社が存在すれば責任追示出来るが、埋立終了後に存在する保証はない。親会社のデリ-社も責任は負わないと言う。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1370

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) (丁) 私達は稲作と生業としていきなり、毎年「伊賀米特 A」の評価をもらっています。「山間地のきれいな水から水稲にコシヒカリ」と伝え個人販売も行ない、南東から年間通じて何人も買ってくれます。信用で繋がっている人に川上に産業処分場が出来たらならば、伝える責任があります。人として当り前の事です。裁判にはいってマスコミで報道するでしょう。「伊賀米コシヒカリ」のみんなは傷がつき大打撃をうけます。事業が許可されたならば損失補償義務が生じます。 理由 (必須) 上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1371

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
(I の 9. 10. 11. 12 に対して) 見解書に行政代執行を出してくる御社の常識と疑います。 日弁連に依ると「全国に多数存在する産廃処分場事件のすべてで全量撤去 基本とする原状回復を図るには 1 兆円以上の費用を要すると危惧され 財政難に喘ぐ国や地方自治体が躊躇せざるを得ない面がある」とは 否定しがたい。」とあります。 三重県でも 2024 年 11 月 19 日朝日新聞に依れば「行政代執行 代償、未償額 75.8 億円を背負っている現実に御社に「代執行あり まあから」と御社の存続が不確かな事を示唆している。 私達の血税である公金の不当な支出に当たる。 上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1372

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1373

再意見書

B3に対して：

「安定型産業廃棄物最終処分場運営事業それ自体が周辺住民の生活を脅かし、危険な事業であるとするならば、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます。）が改正され、その事業自体が規制されていて然るべきです。」と述べておられますが…

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。

ちなみに、この日本弁護士連盟の意見書の内容は阿波・山田・布引地域住民自治協議会によって各地域で全戸配布あるいは全戸回覧されており、地域住民は皆、理解しております。その私たちに対してこのような見解は通用いたしません。以後、お控えください。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (1) 2(4)に対して「(水質)基準値超えの数値が検出された場合、 3(3) 〃 解消できるような措置と講じよう」とあり、 具体的に措置とはどのような事が説明して下さい。	
理由 (必須) 上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1374

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に反対します 見解書項目Aについて、 当該項において御社は産業廃棄物最終処分場の「公共性」を示唆されているものと お見受けいたします さて、項目Bにおいて「有害物質が混入していないことの証明がほぼ不可能」と記載されて いますので我々地域住民の健康被害のおそれがあることを逆説的に証明しております 御社の示唆されていると思われる「公共性」は、我々地域住民の健康被害のおそれより重視 されるものとお考えでしょうか？ 御社の掲げている「企業目的」と「経営理念」を熟慮の上、ご回答ください	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1375

事業計画見解書に対する再意見書

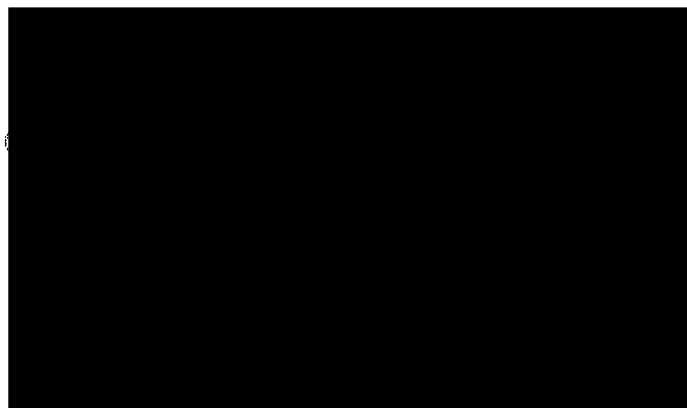
令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

事業計画に反対します

見解書項目 B について、
御社は健康被害への不安を払拭できていないと認めています
住民側の不安を払拭するには根拠を以って以下の説明が必要です

- ① 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な根拠を示しなさい
- ② 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1376

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

見解書項目Aについて、
最終処分場の必要性を否定しているわけではない。
環境汚染、とりわけ飲料水汚染をもたらさないような最終処分場を建設しなければ
ならないのは当然のことです。

廃棄物の処理は事業者の責任であり、個人である地域住人の責任ではない
事業者の責任が個人の責任に及ぶ根拠を答えよ

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明) 阿波 1377

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1378

再意見書

B4に対して：

仮に安定型処分場運営事業の廃止等の規制が現時点においてなされていないからといって、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であるということの証明にはなりません。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

安定型処分場は、法の理念と裏腹に粗雑な運用がなされ、多くの問題を引き起こしてきた。特に有名であるのは、1999年(平成11年)10月、福岡県筑紫野市の安定型処分場で発生した硫化水素による中毒が原因と疑われる作業員3名の死亡事故である。安定型処分場で処分される安定5品目は有機物を含有しないか溶出しないものであるもので、埋立処分によって硫化水素が発生することは、その性質からはあり得ないことである。

また、滋賀県栗東町の安定型処分場でも2万 ppm を越える硫化水素ガスが検出された。裁判例として現れたものの中にも、宮城県柴田郡村田町の安定型処分場の事例では、2万 ppm を越える硫化水素が検出されていたことが明らかとなっている(仙台地裁第4民事部平成13年7月19日決定)。

このように、大きな社会問題となった事例以外にも、各地の安定型処分場で硫化水素の発生が確認されている。これらは、悪質な安定型処分場からの硫化水素による周辺環境汚染の実例であり、安定型処分場の周辺は、常にこのような環境汚染の脅威にさらされることになる。

また、当連合会が2005年(平成17年)11月に調査した三重県四日市市大矢知のように、許可された容量を大幅に超えて廃棄物が搬入され、山のように積み上げられるというような法を無視した操業を行う処分場もしばしば見られる。(中略)

前記のとおり、国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。

(1) 特に、1997年(平成9年)の法改正は、最終処分場の逼迫、施設の設置をめぐる地域紛争の激化、不法投棄などの主として産業廃棄物をめぐる諸問題への対応策として、廃棄物

の適正処理を確保するため、廃棄物の減量を推進するとともに、施設の設置にかかる規制の見直しや不法投棄対策の強化等の総合的な対策を講ずることが改正の趣旨とされた。
(中略)

(2) また、上記に伴い、安定型処分場に関する関係政省令も改められた。この具体的改正点は別紙に記載したとおりであるが、上記で指摘した安定型処分場の問題点を意識していることが窺える。

(3) しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。実際、4項で述べたような全国の問題事例は一向に減少していない。

以上のとおり、実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在しています。ですから、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはずでに多くの事実で証明されています。

そして、上記意見書に「国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。」とあるように、廃掃法は度々改正されていますし、国も「安定型処分場の問題点を認識し」ています。

事業の廃止等の規制がなされていないからといって、安全な事業であるということにはなりません。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

見解書項目Aについて、安定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていないから、周辺住民の生活を脅かす事業ではない、という論理だが、過去に、環境汚染をもたらした安定型処分場は、数多く存在する。法で規制されていないから安全とは限らないことはすでに裁判例という事実で証明されている。

本事業の計画地は水源保護区域内であり、水源地への有害物質の搬入による我々住民の生命、身体、健康の侵害のおそれがあります
人格権の観点から生命、身体、健康の侵害が及ぶ本事業計画は許可できません

規制ではなく、根拠を以って我々住民の生命、身体、健康の侵害がないことを説明せよ

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明) 阿波 1379

事業計画見解書に対する再意見書

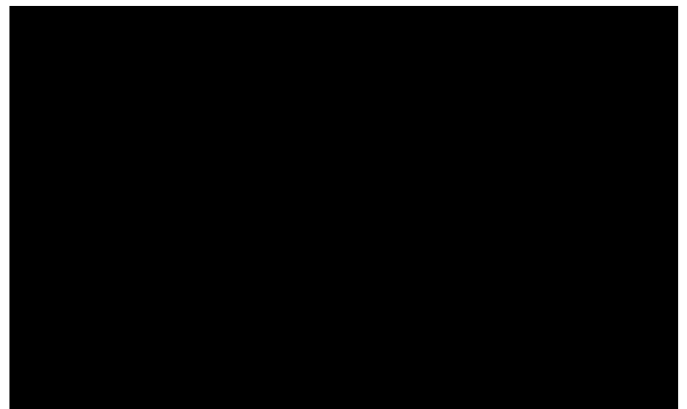
令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

見解書項目 B について、
「目の前に存在している廃棄物に有害物質が含まれていないこと」の証明の程度は
「消極的事実の証明」には当たらない
有害物質が混入していないことの証明がほぼ不可能と見解書で言い切っているが、
それは汚染のおそれがあることの証明である

従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから
本事業を許可することはできません
当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な
根拠を示しなさい

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

事業計画に反対します

見解書項目Dについて、
搬入産廃が安定五品目に限られる保証はない(裁判でも認められている)うえ、
安定五品目であっても、プラスチックの添加剤や可塑剤等の有害物質の混入は免れ得ない。

従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから
本事業を許可することはできません
当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的な
根拠を示しなさいを証明しなさい

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1382

再意見書

B5・6に対して：

各地区における説明会での御社の対応を見れば「できていない」というより、「する気がない」と表現する方が適切だと感じます。

たとえどのような説明をしていただいたところで、私たちの不安が払拭されることなど到底あり得ません。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

(中略) 安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

上記内容を覆す証左を出していただけたら、私たちの不安も少しは和らぐかもしれません。それ以外の説明は不要です。

他にどのような説明をしていただこうとも、上記意見書や、数々の判例が示す事実を前にしては全く意味をなしません。上記意見書の内容を覆す証左のご提示をよろしくお願いいたします。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に反対します 見解書項目Eについて、 展開検査によるチェックは、量的にも無理(裁判でも認められている)なうえ、 質的にも目視による有害性チェックは不可能。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから 本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な 根拠を示しなさいを証明しなさい	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に反対します	
見解書項目Fについて、 BOD,COD,SSは有機物による汚染の指標であり、安定五品目(有機物は含まれない)以外の 廃棄物は搬入されないとされていることと矛盾する。	
従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため人格権の侵害のおそれがあることから 本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保証する客観的な 根拠を示しなさいを証明しなさい	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1384

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業計画に反対します 見解書項目 F について、 遮水シートなしに汚水処理施設等を設けても無意味。 岩盤層には、一般に多くのクラックが存在しており、汚染をもたらす。 また、岩盤層には地震等によりクラックが入りやすい。地下水汚染をもたらす難しい地層は岩盤でなく粘土層。それでも粘土層は、不透明水層でなく難透水層とされる。 従って、山田水源の飲み水の汚染のおそれがあるため、人格権の侵害のおそれがあることから本事業を許可することはできません 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明) 阿波 1385

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 25 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業計画に反対します

見解書の項目 A～N は下記に対し説明ができていないことから再度提出します
 本事業の排水下流には山田水源があります
 本事業の計画地は水源保護区域内であり、水源地への有害物質の搬入による我々住民の生命、身体、健康の侵害のおそれがあります
 人格権の観点から生命、身体、健康の侵害が及ぶ本事業計画は許可できません

上記に対し、以下 2 つの問いに答えなさい

- ① 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されないことを確実に保障する客観的な根拠を示しなさい
- ② 当該産業廃棄物処理施設に有害物質が搬入されても水源地に流出して汚染することを確実に防止する客観的な根拠を示しなさい

理由 (必須)

上記の通りです

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1387

再意見書

B7に対して：

証明もできない事柄を「保障できます」とはどういう論理展開なのでしょう？

(ちなみに、漢字が間違っています。この場合「保障」ではなく「保証」です)

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

また「消極的事実の証明」という言葉の意味を理解して使われていますか？

ウィキペディアの説明によると「消極的事実の証明とは、ある事実が存在しない事実(消極的事実)の証明や証拠を指す。」とあります。

つまり、御社は自ら「『有害物質を排水しない』という事実は存在しない」と明言されたことに他なりません。「消極的事実の証明」という言葉の使い方を間違えておられます。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
B917~10にて 有害物質は排出しないといっているが、粉碎した 物質の選定は目視では量的・技術的に 不可能!! 雨水にしみ込んだ有害物質が 下流域に必ず流れ出す、証明でき ないのであれば、なぜ有害物質を排出しない保障 に300万? おかしい!!	
理由 (必須)	まったく建設反対に対する屈辱的 見解 といえる

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1389

再意見書

B8・9に対して：

(11) もちろんそんなものでは、有害物質を排水しないことの証明にはなりません。つまり、御社は私たち住民を納得させられる証明ができないということですね。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

(中略) 安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

「有害物質を排水しない」というなら、一般に通用する証左を示してください。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
3-12 まず、問題が表面化しているけれど、反対 運動しているから、地域では、いまだ汚染物品が 流れ出る危険性が充分考えられる。 不審事案があるから、人格権、水利権、漁業権 の侵害は ゆるさない	
理由 (必須)	
法定程序で建設中止になった事業が 今回の 建設計画反対を証明している セーフティマックス!!	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
下 (2) 有害物質等からなる。混入している。安定型産業 廃棄物の受け入れ処理として、管理し得る。と言っている が、粉砕した物質の選定は、目視では不可能で ある。有害物質が含まれた水は排出される。	
理由 (必須)	
身体的負担、平穏な生活阻害、水利権 - 通年稼 働。侵害される	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1391

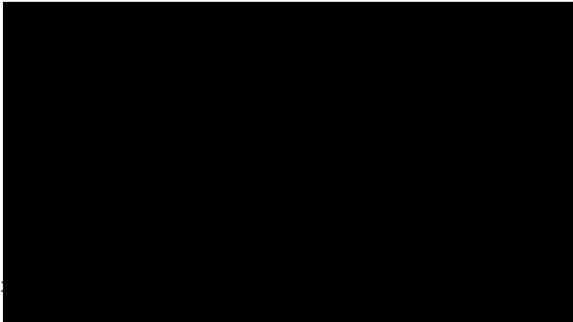
事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

電話



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1392

再意見書

B10に対して：

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきている。(中略)

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。(中略)

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

とあります。

私たち地域住民が本事業場の建設・使用・操業の差止を求める訴訟を起こし、裁判になったあかつきには、どうぞ法廷で「**論理に飛躍がある**」とご主張下さい。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
別紙に記載	
理由は意見と併せて別紙に記載しています	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分（ イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明 ）

阿波 1393

再意見書

B11に対して：

そもそも「100%有害物質が排水される」などと誰が断言しましたか？今後、見解書においてこういった論理のすり替え、詭弁の手法を使うことは一切やめてください。

過去の数々の判例で「有害物質の混入が不可避である」と判断され、その結果「有害物質が排水される可能性がある」と判断され次々と差止に至っている現状です。「可能性がある」とは、たとえ1%だとしても可能性があるならば、そのような施設を建ててはいけないということです。

私たち地域住民一人一人が人格権（身体的人格権および平穩的生活権）を有します。この人格権は憲法13条を根拠とした実体法上の権利として認められています。人格権とはつまり、飲料水が汚染される恐れに脅かされることや、環境汚染を心配しながら暮らすこと自体が人格権の侵害にあたります。数々の判例において、住民の人格権に基づいた差止請求が認められています。

全国の数々の差止事例において、ほぼ全ての判例が「有害物質の混入が不可避であること」と「汚染水が処分場外に拡散していくこと」の2点を判決理由として差止に至っています。つまり、安定型産業廃棄物最終処分場は環境破壊や自然破壊を引き起こす恐れがあると数多くの裁判で認められています。

日本弁護士連盟が2007年に国に提出した意見書に「（前略）国も、安定型処分場の問題点を認識し、（中略）度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行なっている。（中略）しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていない（中略）安定型処分場の概念が破綻していることを裁判所が認めている（後略）」とあります。

つまり、国が規制していないのではなく、規制しても規制しても、安定型処分場の危険性は解決されず、周辺住民の生活を脅かし続けているという悲惨な状況に対して、日本弁護士連盟が国に対して「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」を提出するに至ったわけです。実際には規制や法改正は行われているということです。仮に安定型処分場運営事業が廃掃法上で規制されていなかったとしても、そのことが周辺住民の生活を脅かさない安全な事業であるということの証明にはなりません。

実際、環境汚染をもたらした安定型処分場は数多く存在していますので、仮に法で規制されていなかったとしても、だからといって安全だとは限らないということはすでに事実で証明されています。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
別紙	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1394

産業廃棄物処理施設環境アセスメントについての再意見書（別紙）

D：産業廃棄物 1 項－イ（見解書 P-9）

- ・コンクリート片やがれき類に石綿含有産業廃棄物含むになっているが、石綿材は有害物質であり、アスベストによる健康被害（中脾腫等）が全国各地で多く実害が出ている。また裁判でも争われています。
- ・石綿材は乾燥すれば飛散する。
- ・がれき類には塗料・薬品等が付着している物もあり、有害物質に当たる。（フッ素系塗料等）

E：埋め立てに関する確認方法 6 項（見解書 P-13）

- ・有害物質の確認を積込み時に除外するといっているが、本当に出来るのか？
- ・展開検査とは具体的に説明して下さい。検査キット等とは何？

F：水質汚染防止（見解書 P-15）

- ・水の浸透は止められない。地下に浸透した汚染水は直ぐには出ない。3 年・5 年・10 年・20 年後に出る可能性が高い。いつまで検査（頻度・期間）するのか？また出た場合の対処は？
- ・地下水を止めるには周囲を地下の岩盤まで地下連続壁で囲ってしまう方法がある。

I：埋め立て後の維持管理 5 項（見解書 P-25）

- ・産廃事業が途中で売却・倒産等による放置が全国で問題となっています。本件もゴルフ計画と同様に施工途中で中止に、また埋め立て後、そのままにされてしまう事が考えられる。

J：風評被害 3 項（見解書 P-27）

- ・風評被害が発生した場合は、適切な補償をしなければならないとなっていますが、産廃施設が許可になった時点で風評被害が発生するということをわかっていない。

風光明媚・水清く空気もきれいな阿波のイメージが損なわれ、伊賀ブランドとして位置づけされた伊賀米・伊賀牛などの価値が下がる。また農産物への影響や観光客の減、また都会からの伊賀地区への移住者も避けることが考えられ、阿波地区だけではなく伊賀全体に風評被害が想定される。

- ・5 項でより安心して頂く努力して行く所存です。とあるが努力とは何？

◎ 地域としても、個人としても設置は絶対反対です!!

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	

(F)に反対

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

(前略)

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的变化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。(中略)

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機とし

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。）

(H)に示して

2007年に日本弁護士連合会が環境省へ提出した「安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書」には以下のように書かれています。

（前略）

第一に、その名と違い、安定型処分場で埋立処分される産業廃棄物は、決して性質が化学的に安定していない点である。安定5品目と言われるものの中には、酸性雨などにさらされることにより、化学的変化を起こして、有害物質を溶出させるプラスチック類やゴムくずあるいは金属くずなどが含まれている。

第二に、より深刻な問題として、安定5品目とそれ以外の産業廃棄物との分別が貫徹しえないことである。安定型処分場は、しゃ水工も浸出水処理施設もない構造であるから、同処分場に安定5品目以外の物質が混入されれば、同処分場から人体に重篤な被害をもたらしたり、環境汚染を引き起こしたりする汚染物質が流出することとなるのは必然である。

しかし、ほとんど全ての安定型処分場において、安定5品目以外のものが多かれ少なかれ混入していると言っても決して過言ではない。（中略）

国も、安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、1997年(平成9年)以降、度々廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令の改正を行ってきた。（中略）

しかし、これらの改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性は、全く解決されていないのである。いくら規制を厳しくしても、完全に安定5品目とそれ以外とを分別することは極めて困難であるし、安定5品目自体の問題性、即ち性質が安定していないものがあること、あるいは有害物質の流出・拡散の危険性があることも、何ら解決されていない。（中略）

このような実態から、全国各地で住民の安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟が提起された。これら訴訟において、裁判所は、安定5品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難であるという実態を直視し、相次いで住民側の訴えを認め、安定型処分場の設置あるいは操業の差止を認容するに至っている。

（中略）安定5品目自体の有害性を指摘している裁判例も多い。特に、水道水源地に安定型処分場が設置・操業されれば、水道水源が汚染され、多数の住民らに健康被害をもたらすであろう蓋然性を多くの裁判例が認定している。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
(中の 2) 硫化水素の発生原因は廃石膏ボラの埋立てだとしているが、限定せず、有機物の混入も原因。(自然工壊、不モ) だよ。 悪臭対策の硫化水素除去も原因となる。 (伊賀市有機物の混入は「ない」としているが、水質検査項目の BOD、COD、SS は有機物の汚染の指標であり、安定 5 お目 (有機物も含め) 以外の産業廃棄物は搬入されるよ」としていることと矛盾しているが。	
理由 (必須)	
上記に同じ	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1396

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業者の当事者能力)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
伊賀環境サービス(株)と、事業協力会社とである(株)デイリー社および土地所有者が資金、人材や権利関係においてどのような関係にあり、問題が発生した場合に、対応が適切に行われることの裏付けがない。	
理由 (必須)	
説明会資料では、同社の資本金の額や事業資金が調達されるのか、記載されておらず、事業者の当事者能力が明らかにされていない。	
回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 -1397

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (事業者の当事者能力)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
伊賀環境サービス(株)は、この事業のために設立された法人とのことであるが、 処分場を安定して運営できるだけの資金力や技術力を有していることの裏付けがない。	
理由 (必須)	
説明会資料では、同社の資本金の額や事業資金が調達されるのか、記載されておらず、 事業者の当事者能力が明らかにされていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 4398

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
廃棄物を埋め立てる際、遮水シートを地山との間に設置するのか、設置しないのであれば、事業場内の浸透水を保有水集排水施設で全量を集めることはできず、浸透水が漏れ出てしまう。	
理由 (必須)	
説明会資料では、工法について記載されていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 ー1399

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 3 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)



三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
山林から埋立地となるため、流出計数の関係で調整池が設置されているが、埋め立て期間中に降った雨水は、表面水として、調整池に流入することになり、廃棄物を埋め立ての上部に設けられた展開検査所場 (廃棄物を下す) 部分に降った雨水も汚染の可能性のある表面水として、調整池に流入してしまう。	
理由 (必須) 説説明会資料では、対応策について記載されていない。 回答が、事業計画見解書からは読み取れない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)
阿波 1400